

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

庁内各局部課長  
各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
各附属機関の長

警察庁乙刑発第2号、乙官発第2号  
乙生発第3号、乙交発第5号  
乙備発第5号、乙サ発第3号  
令和6年3月28日  
警察庁次長

保護対策実施要綱の改正について（依命通達）

暴力団構成員及び準構成員等の総数は平成17年以降減少しているが、今後も引き続き、各団体の弱体化及び壊滅に向けた取締りの徹底に加え、暴力団排除活動を更に推進する必要がある。また、近年、匿名・流動型犯罪グループが特殊詐欺等を広域的に敢行し、それによって得られた犯罪収益を暴力団に上納するなどの状況もみられる。このような状況も踏まえた上で市民生活の安全を確保するためには、犯罪被害者や関係者の安全を確保することが不可欠であることから、この度、別添のとおり保護対策実施要綱を改正することとした。

各位にあつては、警察組織の総合力を発揮して、保護対策を徹底し、保護対象者の安全確保の万全を図らねたい。

なお、「保護対策実施要綱の制定について（依命通達）」（平成31年3月28日付け警察庁乙刑発第6号ほか）は、廃止する。

命により通達する。

## 別添

### 保護対策実施要綱

#### 第1 目的

この要綱は、暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、保護対策（保護対象者に対する保護区分による警戒その他の必要な措置をいう。以下同じ。）に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

#### 第2 定義

##### 1 暴力団等

この要綱において、暴力団等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動又は政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（(1)から(6)までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 匿名・流動型犯罪グループ（暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている集団のほか、SNSを通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的であり、また、匿名性の高い通信手段等を活用して特殊詐欺や強盗等の犯罪を広域的に敢行し、それによって蓄え

た資金を基に、更なる違法活動や風俗営業等の事業活動に進出するなど、その活動実態を匿名化・秘匿化し、組織犯罪の観点から治安対策上の脅威となっている集団をいう。)

## 2 保護対象者

この要綱において、保護対象者とは、次のいずれかに該当する者で、暴力団等から危害を受けるおそれのあるものとして第5の1の規定により指定されたものをいう。

- (1) 暴力団等による犯罪の被害者その他の関係者
- (2) 暴力団排除活動関係者
- (3) 暴力団等との取引、交際その他の関係の遮断を図る企業等の関係者
- (4) 暴力団から離脱した者又はその意志を有する者
- (5) 国家公安委員会の委員長又は委員、都道府県公安委員会の委員長又は委員、審査専門委員等の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）運用関係者
- (6) その他暴力団等から危害を受けるおそれのある者で保護を必要とするもの

## 3 保護区分

(略)

## 第3 基本的配意事項

### 1 警察組織の総合力を発揮した保護対策の実施

保護対策は、組織犯罪対策部門が、警備部門、地域部門その他の関係部門の協力を得て実施する。

### 2 危害の未然防止の徹底

保護対象者に対する危害行為を防圧するための検挙措置を適切に講じ、危害の未然防止を徹底する。

### 3 保護対策の重要性の周知徹底

保護対象者の安全確保の万全を期することが組織犯罪対策を推進する上で極めて重要であることを職員に周知徹底する。

### 4 資機材の有効活用

緊急通報装置、防犯カメラ等の保護対策の実施に必要な資機材の確保と有効活用を図る。

### 5 情報収集の徹底

平素から、あらゆる警察活動を通じ、暴力団等による第2の2の各号に掲げる者に対する危害行為に関する動向等の把握に努める。

### 6 保護対象者による自主警戒の指導・助言

保護対象者が、自ら被害に遭わないようにするための措置を講ずるに当

たっては、警戒用資機材や警備業者の活用等について適時適切に指導・助言を行う。

#### 7 連絡の励行

保護対策を実施するに当たっては、保護対象者に対する連絡を励行し、その不安感の解消と協力の確保に努める。

### 第4 保護対策の体制

#### 1 保護対策官の設置等

##### (1) 保護対策官の設置

警視庁、道府県警察本部及び方面本部の組織犯罪対策担当課（課に準ずるものを含む。）に保護対策官を置き、警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長等」という。）が指名する警視以上の階級の者をもって充てる。

##### (2) 保護対策官の任務

保護対策官は、保護対策の実施に関し、次の事務を行う。

ア 保護対策に必要な情報の収集、分析及び管理

イ 保護対策計画の立案

ウ 保護措置の実施に関する指導及び調整

エ 警備部門、地域部門その他の関係部門との連絡及び調整

オ 警察庁への報告並びに他の保護対策官との連絡及び調整

#### 2 身辺警戒員の指定等

(1) 警察本部長等は、（中略）身辺警戒員（中略）をあらかじめ指定し、平素から、身辺警戒の実施に関し必要な教養・訓練等を行うものとする。

(2) 身辺警戒員は、原則として身辺警戒員記章を付けるものとする。

#### 3 保護対策責任者の設置等

##### (1) 保護対策責任者の設置

警察本部長等が、第5の1により保護対象者を指定したときは、当該保護対策を実施する警察署又は警察本部の各所属（以下「警察署等」という。）に保護対策責任者を置き、当該警察署等の所属長が指名する警部以上の階級の者をもって充てる。

##### (2) 保護対策責任者の任務

保護対策責任者は、警察署等における当該保護対策の責任者として、次の事務を行う。

ア 保護対策に必要な情報及び基礎資料の収集、分析及び管理

イ 保護措置の実施

ウ 保護対象者との連絡・調整を行う連絡責任者の指定

### 第5 保護対策の実施

## 1 保護対象者の指定等

警察本部長等は、第2の2の各号のいずれかに該当する者が、暴力団等から危害を受けるおそれがあると認めるときは、保護対象者として指定するものとする。この場合において、警察本部長等は、当該保護対象者について、保護対策を実施する警察署等を定めるとともに、その者が危害を受けるおそれの程度に応じた保護区分を指定し、その危害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

## 2 保護対策計画の策定

- (1) 警察本部長等は、保護対象者を指定したときは、保護対策計画を策定するものとする。
- (2) 保護対策計画の策定に当たっては、指定した保護区分を踏まえ、保護対象者の意向及び活動状況等並びに受けるおそれのある危害の態様、範囲及びその背景となっている事情等を総合的に勘案するものとする。
- (3) 保護対策計画には、保護対象者、指定理由、保護区分、実施体制、実施内容等を記載することとする。

## 3 暴力団等に対する視察活動等を通じた動向の把握

保護対策を的確に推進するため、暴力団等に対する視察活動、捜査活動等を通じて保護対象者に対し危害を加えるおそれのある者を確実に把握し、その動向の把握と関連情報の収集に努めるものとする。

## 4 周辺住民等への協力依頼

保護対象者の住居、業務を行う場所、行先地の施設等の周辺住民、施設管理者等から保護対策の実施についての理解を得られるよう努めるとともに、不審者又は危険物等を発見した際の通報その他必要な事項について協力を依頼するものとする。

## 5 保護対象者の指定の解除等

警察本部長等は、指定した保護対象者について、保護体制を改める必要が生じたと認めるときは、保護区分を変更するものとし、保護対策を継続する必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除するものとする。

## 第6 広域にわたる保護対策の実施等

### 1 他の都道府県警察の管轄区域に及ぶ保護対策

- (1) 警察本部長等は、(中略) 保護対策を実施している保護対象者が、他の都道府県警察の管轄区域内にある施設等に移動する場合は、速やかに、当該都道府県警察にその旨を通知するとともに、警察庁に報告するものとする。
- (2) 警察庁は、(1)の報告を受けたときは、関係都道府県警察に対する所要の調整を行う。

## 2 (中略) 二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる保護対策の実施

- (1) (中略) 保護対策を実施している保護対象者の日程が二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる場合において、保護対策実施の必要性、保護対象者の日程及び利用交通手段、地理的状况等を考慮して合理的と認められるときは、保護対象者の住居、業務を行う場所、行先地の施設等を管轄する都道府県警察その他の関係都道府県警察は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第61条の規定に基づき、その管轄区域外において、身辺警戒の一部又は全部を行うものとする。
- (2) (1)の場合において、突発事案の発生に伴う混乱を回避し、その他保護対策従事員（保護対策に従事する警察官をいう。）の一体性を確保することが必要であると認められるときは、関係都道府県警察の警察本部長等は、法第61条の2第1項の規定に基づき、関係都道府県警察の一の警察官に指揮を行わせるものとする。
- (3) (2)に規定する一の警察官の任務及びその指揮に関し必要な事項は、法第61条の2第1項の規定により相互に協議した結果を踏まえ、警察本部長等が保護対策計画に定めるものとする。
- (4) 関係都道府県警察の警察本部長等は、(1)の場合に係る保護対策計画を策定するときは、あらかじめ警察庁に報告するものとする。

この場合において、警察庁は、保護対策計画の策定に関し所要の調整を行うものとする。
- (5) 関係都道府県警察は、(1)の場合に係る保護対策の実施に当たっては、相互に緊密な連携を保たなければならない。

## 3 関係都道府県警察に対する危害情報の通知等

- (1) 警察本部長等は、1及び2に定めるもののほか、他の都道府県警察の管轄区域内にある者が、当該管轄区域内において、暴力団等から危害を受けるおそれがあると認めるときは、速やかに、当該都道府県警察にその旨を通知するとともに、警察庁に報告するものとする。
- (2) 警察庁は、(1)の報告を受けたときは、関係都道府県警察に対する所要の調整を行う。

## 第7 人員、資機材等の広域運用

警察本部長等は、保護対策の実施のために必要と認める場合は、警察庁又は他の都道府県警察からの、人員、資機材等の支援を得るために必要な措置を講ずるものとする。

## 第8 報告

- 1 警察本部長等は、(中略) 保護対象者の指定若しくは指定の解除をしたとき、又は(中略) 保護区分の指定若しくは変更を行ったときは、その旨

を警察庁に報告するものとする。

- 2 1 の場合において、保護対象者の指定又は保護区分の指定若しくは変更について報告するときは、保護対策計画を添付して行うものとする。
- 3 警察本部長等は、第6の2の場合に係る保護対策を実施したときは、その結果を警察庁に報告するとともに、関係都道府県警察に通知するものとする。